

議案第 21 号

箱根町総合体育館条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町総合体育館条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 28 年 2 月 22 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

箱根町総合体育館をより効果的・効率的に運営するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づく指定管理者制度の導入を可能とすること及び施設使用料を改定することについて、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。

箱根町総合体育館条例の一部を改正する条例

箱根町総合体育館条例（平成 8 年箱根町条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条に次のただし書を加える。

ただし、第 11 条第 1 項の規定により指定管理者に体育館の管理を行わせる場合は、この限りでない。

第 10 条中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条を第 20 条とする。

第 9 条の見出しを「(損害賠償義務)」に改め、同条中「使用者」を「指定管理者及び使用者」に改め、「教育委員会の指示に従い、これを原形に復し、又は」を削り、「損害額」を「損害」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

第 9 条を第 16 条とし、同条の次に次の 3 条を加える。

(原状回復義務)

第 17 条 指定管理者は、その指定期間が満了したとき又は法第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定を取り消され、若しくは業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

(個人情報取扱い等)

第 18 条 指定管理者又はその管理する公の施設の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、箱根町個人情報保護条例（平成 14 年箱根町条例第 26 号）の趣旨に則り、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、当該公の施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用し、若しくは不当な目的に使用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(情報公開)

第 19 条 指定管理者は、管理業務に係る情報の公開請求があったときは、

箱根町情報公開条例(平成 15 年箱根町条例第 14 号)の趣旨に則り、当該管理業務に係る情報を公開し、透明性を確保するよう努めなければならない。

第 8 条第 1 項中「施設等の使用者」を「使用者」に、「第 4 条第 1 項」を「第 6 条第 1 項」に改め、同項第 2 号を削り、同項第 1 号中「第 4 条第 2 項」を「第 6 条第 2 項」に改め、同号を同項第 2 号とし、同項に第 1 号として次の 1 号を加える。

(1) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

第 8 条を第 10 条とし、同条の次に次の 5 条を加える。

(指定管理者による管理)

第 11 条 教育委員会は、体育館の管理運営上必要と認めるときは、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に体育館の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に体育館の管理を行わせる場合は、第 4 条及び第 5 条の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、体育館の開館時間を変更し、又は休館日を変更し、若しくは別に定めることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第 12 条 前条の規定により、指定管理者に体育館の管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

(1) 施設等の使用承認に関する業務

(2) 施設等の利用の料金(以下「利用料金」という。)の収受に関する業務

(3) 使用者の安全確保に関する業務

(4) 施設等の維持管理に関する業務

(5) その他教育委員会が必要と認める業務

2 前項の場合における第 6 条及び第 10 条の規定の適用については、これらの規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」とする。

(指定管理者の指定)

第 13 条 教育委員会は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事由があると認める場合を除き、公募するものとする。

- 2 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に体育館管理に係る業務に関する事業計画書その他の規則で定める書類(以下「事業計画書等」という。)を添付して教育委員会に提出しなければならない。
- 3 教育委員会は、次に掲げる事項を基準として、前項の規定により指定の申請を行ったものを総合的に審査し、体育館の管理を行わせるに最適な法人等を指定管理者の候補者として選定し、指定管理者に指定するものとする。
 - (1) 施設等の平等な使用を確保できるものであること。
 - (2) 事業計画書等の内容が体育館の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。
 - (3) 体育施設の管理を安定して行う能力を有していること。
 - (4) その他教育委員会が別に定める事項
- 4 教育委員会は、前項の規定により指定をしたときは、その旨を告示しなければならない。

(指定管理者の取消し等)

第 14 条 教育委員会は、法第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。

(利用料金)

第 15 条 第 11 条第 1 項の規定により指定管理者に体育館の管理を行わせる場合の利用料金は、法第 244 条の 2 第 8 項の規定により指定管理者の収入として收受させることができる。

- 2 前項の規定により利用料金を指定管理者の収入として收受させる場合において、使用者は、第 7 条に規定する使用料に代えて、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。
- 3 前項の利用料金は、前納とする。
- 4 第 2 項に規定する利用料金の額は、別表第 1 及び第 2 に定める金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定める。
- 5 体育館の施設を個人で使用しようとする者は、規則で定める回数券の購入をもって利用料金を納付することができる。
- 6 指定管理者は、町長が別に定める基準により、利用料金の全部又は一

部を免除し、又は還付することができる。

第7条を第9条とし、第6条を第8条とする。

第5条の見出しを「(使用料)」に改め、同条第1項中「施設等の使用について」を「施設等の使用者(以下「使用者」という。)」に改め、「使用者から」を削り、「使用料を徴収する。」を「使用料を支払わなければならない。」に改め、同条第3項中後段を削り、同条を第7条とする。

第4条第1項中「箱根町教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「あらかじめ教育委員会」に改め、同条第2項中「使用者が」を削り、「該当する場合」を「該当すると認められる場合」に、「与えないものとする。」を「与えないことができる。」に改め、同項第5号中「使用させることが体育館の管理上支障」を「管理上必要」に、「認められるとき。」を「認めるとき。」に改め、同条を第6条とし、第3条の次に次の2条を加える。

(開館時間)

第4条 体育館の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、箱根町教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第5条 体育館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日(月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という)に当たるときは、除く。)

(2) 休日の翌日(休日の翌日が土曜日及び日曜日に当たるときは、除く。)

(3) 12月29日から翌年1月3日まで

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めるときは、休館日を変更することができる。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第7条関係)

施設使用料

1 基本使用料

使用時間	使用単位は1時間
------	----------

施設区分				
専用使用者	町内者	メインアリーナ	半面	750円
			全面	1,500円
		サブアリーナ		750円
		会議室		150円
	町外者	メインアリーナ	半面	2,500円
			全面	5,000円
		サブアリーナ		2,500円
		会議室		500円
個人使用者	町内者	メインアリーナ		各区分ごとに 大人(高校生以上) 100円 小人(小・中学生) 50円
		サブアリーナ		
		トレーニングルーム		
	町外者	メインアリーナ		各区分ごとに 大人(高校生以上) 300円 小人(小・中学生) 150円
		サブアリーナ		
		トレーニングルーム		

備考

- 1 専用使用とは、施設を10人以上の団体又はグループで専用して使用することをいう。
- 2 個人使用とは、専用使用以外で個人が使用(共用)することをいう。
- 3 町内者とは、箱根町、小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、真鶴町若しくは湯河原町に居住し、勤務し、若しくは通学する者又は町内に事業所等を有する法人その他の団体をいう。
- 4 町外者とは、町内者以外の者のことをいう。
- 5 トレーニングルームの使用は、高校生以上とする。
- 6 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。

2 加算使用料

- (1) 営利を目的として使用し、かつ、入場料その他これに類する料金（以下「入場料」という。）を徴収して使用する者の1回の加算使用料は、町外者の基本使用料に15を乗じて得た額とする。
- (2) 営利を目的として使用するが、入場料を徴収しないで使用する者の1回の加算使用料は、町外者の基本使用料相当額とする。
- (3) 営利を目的として使用しないが、入場料を徴収して使用する者の1回の加算使用料は、町外者の基本使用料相当額とする。

3 超過使用料

施設等の使用時間が使用の承認を受けた時間を超過した場合のその超過した使用時間に係る使用料は、その超過した使用1時間につき、基本使用料(加算使用料の適用を受ける場合にあっては、その規定により算出した額)に1.2を乗じて得た額とする。この場合において、その超過した使用時間が1時間に満たない場合又はこれに1時間未満の端数の時間を生じた場合は、その満たない時間又はその端数の時間を1時間として計算する。

別表第2中「(第5条関係)」を「(第7条関係)」に、

「

体 育 器 具	バスケットボール用具	1組1回	500円
	バレーボール用具	1組1回	200円
	バドミントン用具	1組1回	100円
	卓球用具	1組1回	100円

を

「

体 育 器 具	バスケットボール用具	1組1回	500円
	バレーボール用具	1組1回	200円
	バドミントン用具	1組1回	100円
	卓球用具	1組1回	100円
	フットサル用具	1組1回	200円
	ニュースポーツ用具	1組1回	100円

に

改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、平成28年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の箱根町総合体育館条例別表第1の規定にかかわらず、この条例の施行日前に施行日後の体育館の施設の専用使用について承認を受けた者が支払う使用料又は利用料金の額については、なお従前の例による。